

第 12 号議案

愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

愛南町子どもの居場所 b & g あいなんの設置に当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により、条例を制定する必要があるため。

愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例

(設置)

第1条 子どもが安心して過ごすことができる居場所の提供及び将来に向けての豊かな成長と生活力の向上を図るため、愛南町子どもの居場所 b & g あいなん(以下「b & g あいなん」という。)を設置する。

(位置)

第2条 b & g あいなんの位置は、愛南町御荘平城 1928 番地とする。

(事業)

第3条 b & g あいなんは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもの安心安全な居場所の提供に関する事業
- (2) 基本的な生活習慣の支援、学習習慣の支援及び子どもの社会性の育成に寄与する体験活動に関する事業
- (3) 子ども及びその保護者の支援に関する事業
- (4) その他設置の目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第4条 b & g あいなんの開館時間は、規則で定める。

(休館日)

第5条 b & g あいなんの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(利用者)

第6条 b & g あいなんを利用することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 町内に住所を有する小学生及びその保護者
- (2) 前号に掲げるもののほか、利用が適当であると町長が認める者

(使用料)

第7条 b & g あいなんの使用料は、無料とする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(参考資料)

愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例(令和7年愛南町条例第●号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 条例第3条に規定する事業の実施主体は、愛南町とする。ただし、町長は、事業の全部又は一部を委託することができる。

(開館時間)

第3条 条例第4条の規則で定める開館時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(1) 町内の小中学校の長期休暇期間に該当する日 午前10時から午後5時まで

(2) 前号に規定する日以外の日 午後2時から午後5時まで

2 前項の規定にかかわらず、サポート教室事業を行う場合の閉館時間は、午後7時とする。

(サポート教室事業の実施)

第4条 町長は、条例第3条第2号に規定する事業を効果的かつ円滑に実施するため、愛南町子どもの居場所 b & g あいなん(以下「b & g あいなん」という。)においてサポート教室事業を実施するものとする。

(サポート教室事業の対象者)

第5条 サポート教室事業を利用することができる者(以下「利用対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する子どもとする。

(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第5項に規定する要支援児童又は同条第8項に規定する要保護児童

(2) 保護者が次のいずれかに該当する場合

ア 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第1項に定める生活困窮者

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に定める被保護者

ウ 愛南町就学援助費交付要綱(平成28年愛南町教育委員会告示第4号)第5条に規定する就学援助費の受給者

エ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項各号のいずれかに該当するとき(児童扶養手当を受給していないが同等の水準にあるものを含む。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、サポート教室事業の利用が適当であると町長が認める者

(サポート教室事業の利用の手続等)

第6条 サポート教室事業を利用しようとする利用対象者の保護者(以下「申請者」という。)は、愛南町サポート教室事業利用登録申請書(様式第1号)を町長に提出し、その登録を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、愛南町サポート教室事業利用登録申請結果通知書(様式第2号)により当該

申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定によりサポート教室事業に登録するときは、必要な条件を付することができる。

(サポート教室事業の利用制限)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による登録をしないものとする。

(1) 疾病その他の事由によりサポート教室事業の利用が適さないと認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、サポート教室事業の利用が適当でないと町長が認めるとき。

(サポート教室事業の利用料)

第8条 サポート教室事業の利用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、サポート教室事業の実施に必要な実費相当額を利用者の保護者から徴収することができる。

(登録の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第2項の規定による登録を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 利用者又はその保護者が利用の目的又はこの条例の規定に違反したとき。

(2) 災害その他の理由によりb & g あいなんの利用ができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるとき。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

愛南町サポート教室事業利用登録申請書

年 月 日

愛南町長 様

申請者 住所：

氏名：

愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例施行規則第6条第1項の規定により、次のとおりサポート教室事業の登録を申請します。

利用登録保護者	住所	〒			
	ふりがな		電話番号		
	氏名				
登録児童	ふりがな		男・女	年 月 日生 (歳)	() 小・中 学校
	氏名				
児童の健康状態、注意事項などを記載してください。		(持病・常備薬・食物又は薬のアレルギー・その他注意事項)			
世帯員	氏名	続柄	年齢	職業	勤務先(名称・電話番号)
緊急連絡先を2件以上記載してください。		①	②		
愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例施行規則第5条各号の規定に該当することを確認するため、担当職員が資格要件、世帯の所得状況等を調査することに同意します。					
登録申請者名					印

第 年 月 日 号

様

愛南町長



愛南町サポート教室事業利用登録申請結果通知書

年 月 日付けで登録の申請があったサポート教室事業について、
下記のとおり決定するので、愛南町子どもの居場所 b & g あいなん条例施行規則第
6条第2項の規定により通知します。

記

童 登 保 録 護 児	ふりがな				
	氏 名				
登 録 児 童	ふりがな	男・女	年 月 日 (歳)	() 小・中 学校	
	氏 名				
承認の可否	<input type="checkbox"/> 承認する 利用開始 年 月 日				
	<input type="checkbox"/> 承認しない 理由：				
備 考					